

偽装 議会改革「度」ナンバーワンの 町田市議会！！

その2

町田市情報公開条例に基づいた情報公開入手資料（以下 情報公開入手資料）で町田市議会が「虚偽の回答をしている」と判断した質問項目は、早稲田大学マニフェスト研究所調査アンケートでは16項目、日本経済新聞社調査アンケートでは16項目に上ります。

前回の草の根ニュース No. 32「議会報告会」につづいて、議会の政策立案機能の目安として政策条例を議員提案し制定した件数についても、虚偽・偽装の回答をしています。

以下は質問項目、★議会の回答の全文と、草の根のコメントです。

《早大マニフェスト研究所》

No.46 質問 ここ10年間で政策型議員提案条例を制定されましたか。ここ10年間で制定された合計数を選択回答ください。（平成16年度から平成26年度現在まで）

※議員報酬の減額や議員定数の削減に関するものは含めません。

選択肢

- ・1件 ・2件 ・3件 ・4件 ・5件以上
- ・10年以上前に制定実績あり（ここ10年は無し）
- ・提案実績はあるが否決されたため制度実績無し
- ・制度実績無し（提案も、10年以上前の制定も無し）

★回答 5件以上 6件。

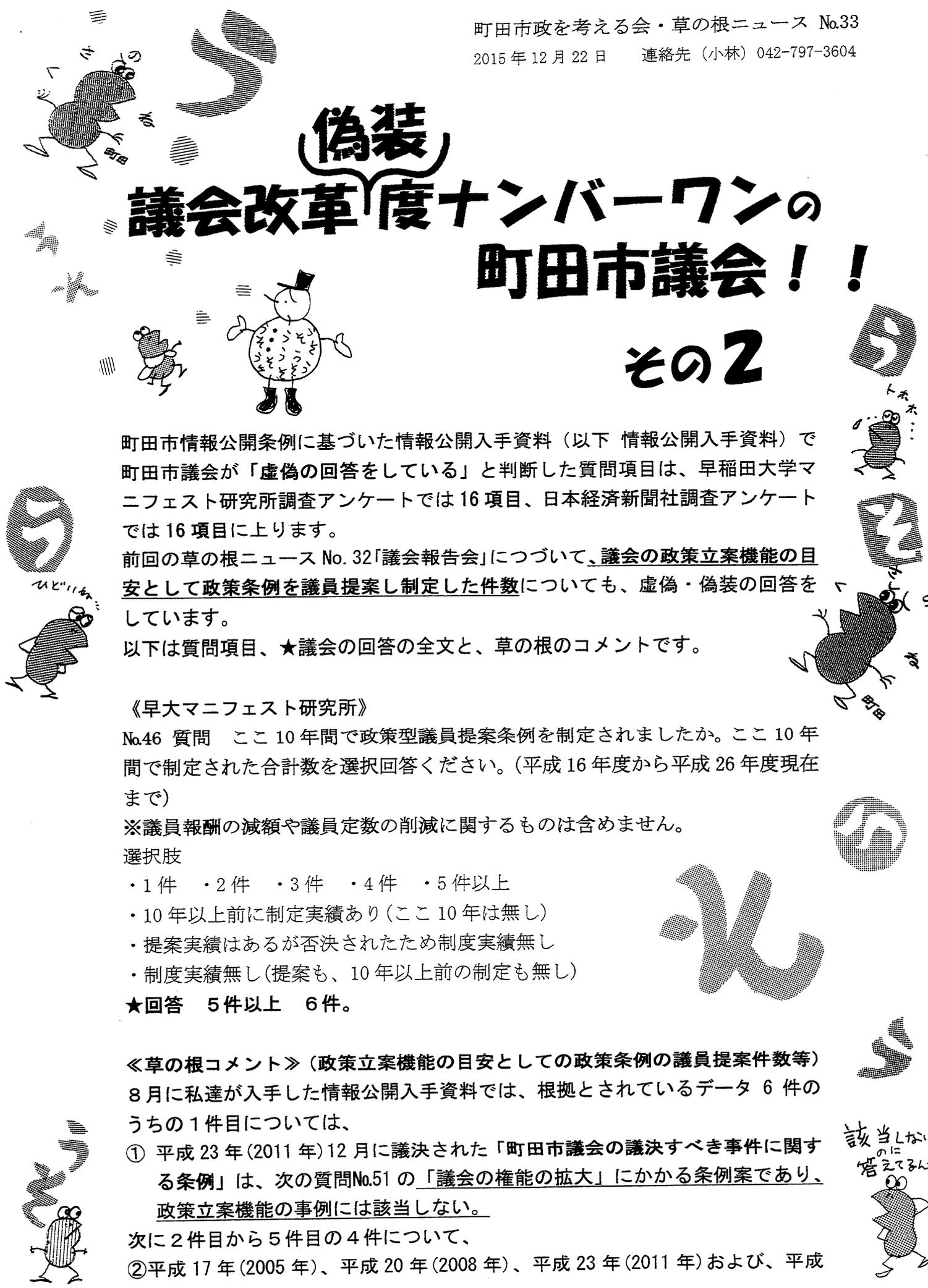
《草の根コメント》（政策立案機能の目安としての政策条例の議員提案件数等）8月に私達が入手した情報公開入手資料では、根拠とされているデータ6件のうちの1件目については、

- ① 平成23年(2011年)12月に議決された「町田市議会の議決すべき事件に関する条例」は、次の質問No.51の「議会の権能の拡大」にかかる条例案であり、政策立案機能の事例には該当しない。

次に2件目から5件目の4件について、

- ②平成17年(2005年)、平成20年(2008年)、平成23年(2011年)および、平成

該当しないのに答えてるんだ



26年(2014年)の各年度については、いずれも同一の内容で、すなわち、市税条例のうち都市計画税の負担軽減を継続する条例「町田市市税条例の一部を改正する条例」の合計4件を実績としている。しかし、この条例は、3年ごとに期限切れの条例であり、市街化区域の土地を持っている地主のためにその税の軽減を図るというもので、これが「政策提案」とは言い難い。さらにいえば、議員自ら、市の固有の財源を一部放棄するものです。

残りの1件は、

③平成21年(2009年)の「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」で、請願等の提出者の意見陳述の際、請願者に実費弁償(交通費1千円)を払うというもので、これもまた「政策提案」とは言い難い。

なお、この件では、情報公開条例に基づく資料が改ざんされているとの情報もあります。

2015年6月ころ、私達は、市議会関係者から別の信頼できるルートにより入手した資料では、上記③の「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」ではなく、早大マニフェスト研究所に回答した時点では、「町田市市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が6件のうちのひとつとされていました。すなわち、議員報酬関係の議決条例を6件のうちの1件として、回答根拠としていたのですが、8月の私達の情報公開の請求のあとに、根拠とした資料を差し替えて、改ざん、「情報公開」しています。

No.47 質問 議員提案条例を制定した後に、取り組みの進捗状況や内容の検証を行っていますか。また、一定期間が経過したのちに内容の見直しをする「見直し条項」が条例に含まれていますか。

※議会基本条例は含みません。

選択肢

- ・ 検証を行っている(条例に見直し条項がある)
- ・ 検証を行っている(条例に見直し条項がない)
- ・ 行っていない

★回答 検証を行っている(条例に見直し条項がない) ●

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、根拠としているのはNo.46の6件の条例。No.46についての草の根のコメントで明らかにしたように、政策提案型議員提案条例は「検証を行う」べき議員提案条例そのものが「不存在」であり、虚偽の回答である。

《日経新聞・産業地域研究所》

Q28 質問 過去2年間(2012年4月～2014年3月)に政策条例の議員提案は何件ありましたか。(議員定数など議員の身分に関することや議会基本条例、政治倫理条例、委員会設置条例など議会組織に関すること、及び改正条例は除く)。可決された条例については、条例の名称をご記入ください。

選択肢

提案件数 [] 件

可決件数 [] 件 →可決された条例の名称 条例名 []

(可決件数が1以上とお答えの場合は必ずご記入ください) []

★回答 提案件数 [1] 件

可決件数 [0] 件

《草の根コメント》(政策条例等の企画・立案 機能状況)

情報公開入手資料によると、回答の根拠は平成25年(2013年)第2回定例会で継続審査となり、同年第3回定例会で否決となった議員提出議案第10号「町田市立公園条例の一部を改正する条例」。これは、受益者負担を無料化する提案であり、政策条例の議員提案とは言えない。しかも、質問の後段にあるカッコ内の注意書き「改正条例は除く」に該当し、虚偽回答である。

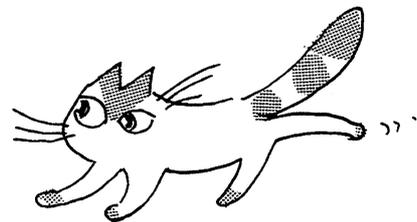


◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください!

<http://www.machida-kusanone.com>

言いましたよね！

「結果の説明責任というものは、
議会と会派と議員個人にある！！」



聞きましたよ！

2015年12月10日、町田市議会・本会議・・・。

小川・鶴間地区の住居表示変更の実施案が可決された際、可決された案に対し、議員提案の『地域の分断や自治活動への支障は避けるべき。行政は周知徹底を最大限行い、住民への説明責任を果たされたい』との付帯決議が提出され、反対討論に立った吉田勉議員の発言！！です。



「79号議案に対する付帯決議に対して反対の討論をさせていただきます。行政提案の議案79号議案『町区域の新設及び変更について』つまり小川・鶴間地区における住居表示に対して住民の方から『町名変更の請求』という対案が出ております。

議会はこの両者を審議して判断を委員会で行ったわけでありまして。

もちろん、ご承知のとおりこの委員会の判断と本会議の判断は異なっておりますが、それはそれぞれ議員の皆さんの判断をされたことだろうと思っております。またこのことに対して行政は一貫してこの問題に対して「これは、議会で判断していただくことだ」と、説明を我々は受けてきました。

今回の最終結果に関しては、おそらく、今後行政は「議会で決まったことです」と今までのように説明するだろうというふうに思っております。

よって、結果の説明責任というものは、議会と会派と議員個人にあると思えますので、我々が説明責任を果たしていくことが最も適当だろうということで、反対討論とさせていただきます。



吉田議員は、「行政は住民への説明責任を果たされたい、という付帯決議は、言ってみれば無責任だ、(議会の決めたことの)結果の説明責任は議会にある。われわれ議会にこそ説明責任があり、それを果たしていく。」と言って、反対しました。

素晴らしい！議会報告会を求めてきた私達の主張とびったり一致しています。市長は、予算の案や条例の案は作りますが、決めるのは議会です。市長に決定権はありません。是非、町区域の議案に限らず、予算についても、条例についても議案(議会の決める案件)を決定している、議会が、議決の結果の説明責任を、住民への説明責任を果たしていただきたいと思えます。

素晴らしい!!

